

登戸土地区画整理事業地区 住所変更検討委員会（第1回）

日 時：令和5年6月21日（水）15：00～

場 所：登戸区画整理事務所 2階 大会議室

次 第

- 1 住所変更検討委員会発足にむけての経過 ・・・資料1
 - （1）登戸地区土地区画整理事業とは
 - （2）住所変更の必要性について
 - （3）住所変更に至った経緯及び今後の流れ
- 2 住所変更検討委員会の発足 ・・・資料2
 - （1）登戸土地区画整理事業地区 住所変更検討委員会規約（案）について
 - （2）住所変更検討委員会発足の決議
 - （3）委員長及び副委員長の互選
- 3 アンケート結果速報値の報告 ・・・資料1
- 4 今後のスケジュールについて ・・・資料3

次回：令和5年7月19日（水）15：00～

議題：・町名の変更方法の決定（新町名とする／地番のみ変更する）

・上記決定事項の公表について

・新町名の数について

【事務局】 川崎市 登戸区画整理事務所 （換地担当） 石川担当課長 谷田貝担当係長 岡野

（連絡先）044－933－8571

1

登戸土地区画整理事業地区

住所変更検討委員会

2023年（令和5年）
6月21日（水）

川崎市まちづくり局
登戸区画整理事務所

2

次第

1. 住所変更検討委員会発足にむけての経過

- (1) 登戸地区土地区画整理事業とは
- (2) 住所変更の必要性について
- (3) 住所変更に至った経緯及び今後の流れ

2. 住所変更検討委員会の発足

- (1) 登戸土地区画整理事業地区
住所変更検討委員会規約（案）について
- (2) 住所変更検討委員会発足の決議
- (3) 委員長及び副委員長の互選

3. アンケート結果速報値の報告

4. 今後のスケジュールについて

■ 昭和59年の登戸地区

3

狭隘道路



行止まり道路



密集住宅地



狭いバス通り



■ 登戸地区の課題

4

密集市街地の形成が進む

⇒ 防災上の課題

- ・消防活動の支障となる狭隘道路が多い。
- ・木造住宅の密集化

⇒ 生活環境の悪化

- ・下水道が未整備

昭和40年代後半から
継続して住民と調整

昭和63年

- ・防災上の課題
 - ・生活環境の悪化等
- を改善し、健全な市街地の形成

区画整理事業の実施

昭和63年当時（事業着手時点）

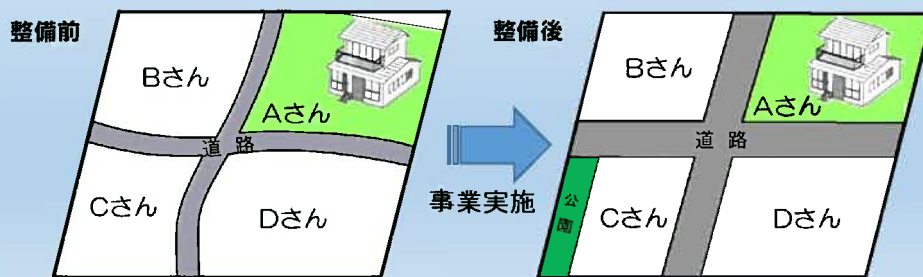


■ 土地区画整理事業とは

5

道路や公園などの公共施設の整備と共に、個々の土地の整形化を行うことで宅地の利用増進を図るために行う事業です。

公共施設の整備のためには、区域内の権利者の方々から土地を少しずつご提供していただき、公共施設の土地に充てて整備を行います。

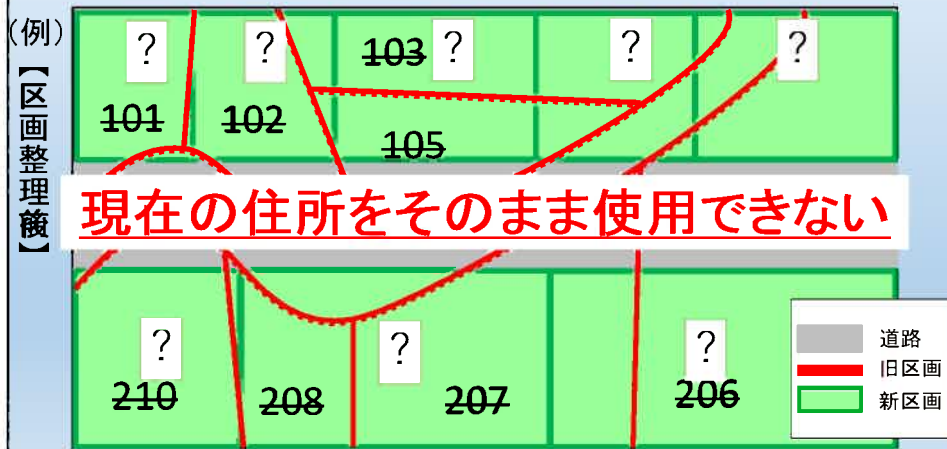


■ 住所変更の必要性について

6

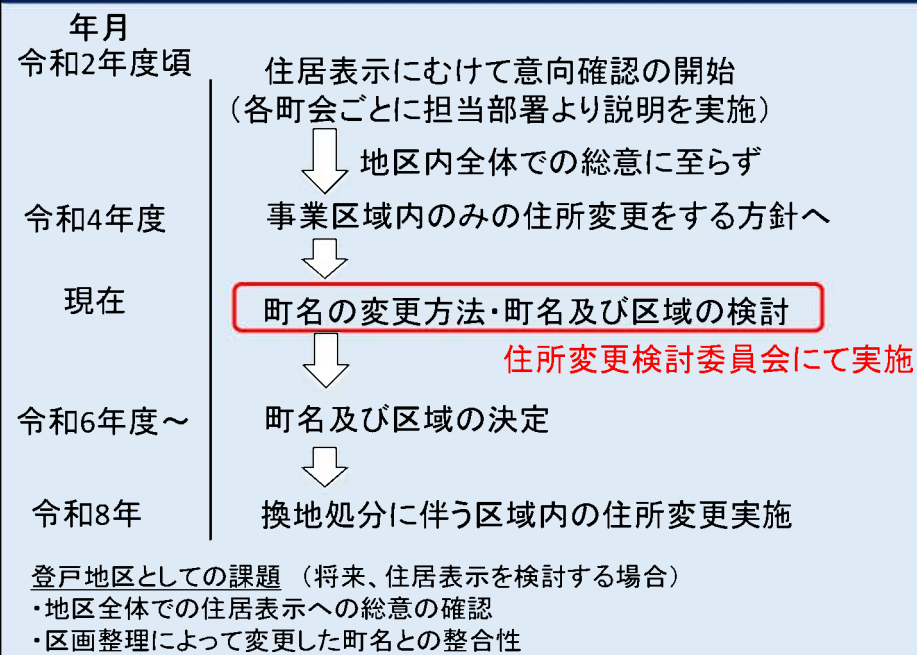
ルール1 : 同じ町名の中で、一度使用した地番の再使用はできない
⇒ **従来の町名であっても、新しい地番を使用**

ルール2 : 新たな町名がつくられる場合、地番を1から使用する
⇒ **町名と地番が変わる**



■ 住所変更に至った経緯及び今後の流れ

7



■ アンケート結果速報値の報告

8

アンケート実施期間: 5月10日～5月26日
(5月22日 住所変更に関する説明会を実施)

対象者: 事業区域内に土地を所有または借地されている方
同区域内にお住まいの方

回答数 427件 (配布数約5500件に対し7.8%の回答数)

↓

A 新しい町名とする **248件** (58%)

B 町名変更はせず、地番のみをふりなおす **163件** (38%)

未回答 7件

■次回について

9

令和5年7月19日 水曜日 15:00～

登戸区画整理事務所 2階 大会議室

議題： 町名の変更方向の決定及び公表について
新町名の数について
(A 新しい町名とするに決定した場合)

■新町名の数とは

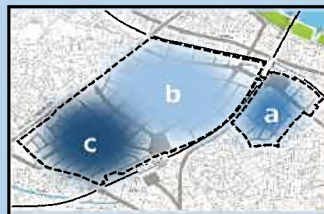
10

「新しい町名とする」となった場合



○町名の数の分けのイメージ(案)

※それぞれの境界の位置については、別途検討を行う予定です。



○町名とは...

町名部分↓

例

多摩区

■■■■町目

○番地○

または

多摩区

◆◆◆◆

○番地○

事業に関する問合せ先**川崎市まちづくり局登戸区画整理事務所**

〒214-0014 川崎市多摩区登戸2202-1
TEL (044) 933-8511 (代) FAX (044) 934-3881
E-Mail 50nobori@city.kawasaki.jp

更なる事業への
御理解、御協力のほど、
よろしくお願いいたします。

住所検討に関する取組ホームページ
(登戸区画整理事務所ホームページ内)

<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000150854.html>



登戸土地区画整理事業地区 住所変更検討委員会規約（案）

（目的及び設置）

第1条 登戸土地区画整理事業（以下「事業」という。）の換地処分後の住所について、新たな町名や地番を変更する（以下「住所変更」という。）必要があることから事業地区内において地域住民等の意見を反映した町名及び町界を決定するため、登戸土地区画整理事業地区 住所変更検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- （1）住所変更に伴い新たに設定される町の区域及び町の名称に関すること
- （2）その他住所変更を検討するにあたり必要な事項

（委員長及び副委員長）

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（組織）

第4条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- （1）事業地区を区域に含む町会から最大3名の代表者
 - （2）事業地区外の登戸連合町会の町会から最大3名の代表者
- 2 委員の任期は、原則2年とする。

（アドバイザー）

第5条 委員会には、アドバイザーを置くことができる。

- （1）アドバイザーは、登戸土地区画整理事業まちづくり推進協議会をもって充てる。
- （2）アドバイザーは、必要に応じ委員会の検討事項について意見を述べることができる。

（会議）

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 会議は、半数以上の委員が出席することによって成立する。

3 会議の議事は、過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会の資料、摘録等は川崎市のホームページに掲載する。

5 委員会は必要に応じて関係者の出席を求め、意見の照会等を行うことができる。

6 委員は、会議に出席できないときは、代理人を指定し、出席させることができる。

（書面決議）

第7条 委員長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合は、賛否の意を表すべき期間を定め、書面により決議することができる。この場合において、前条第3項の規定を準用する。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、まちづくり局登戸区画整理事務所が行う。

（委任）

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規約は、令和5年6月21日から施行する。

登戸土地区画整理事業地区住所変更検討委員会委員

令和5年6月現在

	氏 名	役 職	所 属
1	松本 英嗣	委員	登戸南武町会
2	岡崎 正治	委員	
3	田村 満樹子	委員	
4	手塚 雅三	委員	登戸下河原町会
5	大工原 隆太	委員	
6	廣田 健一	委員	
7	古田 茂	委員	登戸東本町会
8	野村 貢	委員	
9	吉田 哲	委員	
10	内海 吉美	委員	登戸中央町会
11	佐保田 信次	委員	
12	三平 雅美	委員	
13	手塚 敬之	委員	登戸新川町会
14	吉田 一俊	委員	
15	森澤 正義	委員	
16	吉澤 忠夫	委員	登戸中部町会
17	小林 輝雄	委員	
18	森田 忠正	委員	
19	川鍋 賢昭	委員	登戸多摩川町会
20	吉澤 勝三	委員	
21	手塚 公壽	委員	
22	嘉弓 三男	委員	登戸南町会
23	手塚 昂宏	委員	
24	木澤 静雄	委員	登戸台和町会
25	小林 信雄	委員	
26	青木 伸太郎	委員	
27	斎藤 元	委員	登戸新町町内会
28	上水 俊哉	委員	
29	中野 都江	委員	

今後のスケジュールについて

原則毎月第3水曜日 15 時～を基本とする。(※ 8月のみ 23 日(水曜日)とする。)

<令和5年>

- 第1回 6月21日 住所変更検討委員会規約の決定・発足
アンケート結果の速報値の報告
- 第2回 7月19日 **町名の変更方法の決定(新町名とする／地番のみ変更する)**
上記決定事項の公表について
新町名の数について
- ▼ 以降、新しい町名とする場合
- 第3回 8月23日 新町名・区域について1(候補案抽出)
- 第4回 9月20日 新町名・区域について2(3案程度に絞り込み)
- 第5回 10月18日 3候補程度の選定をもとに第2回アンケート案の提示
アンケート周知方法の検討
- 第6回 11月15日 第2回アンケート案(新町名の選択)について確認
- 12月 (アンケート集計作業のため 開催なし)

<令和6年>

- 第7回 1月17日 第2回アンケート結果の報告・確認について
- 第8回 2月21日 **町の区域・町名(案)の決定**

令和6年度以降

住所決定次第、地域住民への周知方法の検討

R7年度基盤整備完了後、換地処分の公告日の翌日付で町の区域・名称について変更

「住所変更に関する説明会」の摘録

日時 : 令和 5 年 5 月 2 2 日 (月) 1 9 時 0 0 分～1 9 時 4 5 分

場所 : 川崎市 多摩区役所 6 階 6 0 1 会議室

川崎市職員 : 5 名 参加者 : 1 4 名

はじめに、5 月 1 0 日よりポスティング等配布を実施したアンケート配布用紙(A3 両面)の内容について、スライドをもとに説明を実施。以下、説明の上での質問回答についてまとめるものとする。

参加者	アンケート用紙表面右下の土地・建物登記簿の権利部の書き換えは自分でやるのか。行政側でやってはもらえないのか。
川崎市	新百合ヶ丘にある横浜地方法務局麻生出張所でご自身にて書き換えていただくこととなります。
参加者	一時的に区役所に出張所などができそちらで手続を行うことはできないか。
川崎市	現状では法務局で対応していただきます。
参加者	アンケートの回答項目 A は町名であるが、「登戸 1 丁目」までが町名となるのか。
川崎市	現在、住所として皆様が利用されています登戸には実際には登戸以降に字〇〇と登戸地区内で地域ごとに名前が付けられており、1 丁目というのはその部分にあたるものです。

参加者	そうすると回答項目 B は町名を変更せず「登戸」でいくということですが、 A を選択した際の「登戸 1 丁目」との区別をみなさん（アンケートを受け とった方）が理解されているのか、少し疑問があります。
川崎市	例示として「登戸 1 丁目」や「登戸△△△」と例示しているので、「登戸○ ○○○番地」との区別はしていると考えている。
参加者	「登戸 1 丁目」という町名になっても、われわれは丁目をハイフン（—） で簡略化してしまうと思いますが、それでも利用はできるのでしょうか？
川崎市	丁目部分をハイフンで表記しても基本的には認識されるので利用可能です。
参加者	いくつかの筆を並びで所有している場合、権利者が同じであればまとめて 一つの地番として登録されるのか。
川崎市	その土地の権利の種類が異なる場合、隣り合わせの筆であっても一つの地番 を付することはできません。それ以外の場合は、それぞれ権利者の方とご相 談させていただきます。
参加者	現状、今ある底地を番地として使えており問題はない。なぜ、変更しなけれ ばならないのか。
川崎市	区域全体でみると、換地前／換地後で土地の位置や形状が変わらずそのまま 底地の番地を利用することが可能とな土地もあるが、区画整理後に複数の 区画にまたがってしまったり、隣と連続した数字とならず、そのまま利用 できない方もいるため、変えなければなりません。

参加者	登戸地区全体で住居表示にはできなかったのか？
川崎市	地区外の方も含めて全体総意のご意見として住居表示化についてご意見をいただければ、今後住居表示の実施の可能性はあります。
参加者	地区全体のことも考えて、町名を考えてほしい。（希望）
参加者	地区全体で住居表示をするということは今後２回住所変更を実施するということになるのか？
川崎市	今の時点では登戸区画整理事業区域内での住所変更を検討しており、今後登戸地区全域での住居表示を実施する予定は未定です。住民の方の機運が高まれば改めて実施する可能性はあります。
参加者	住所変更の通知はいつ頃くるか。
川崎市	新しい住所の使用開始となる１か月前頃になります。 なお、住所変更の結果は（通知の前に）別途お知らせいたします。
参加者	アンケートを配ったのは区画整理事業区域内だけか？
川崎市	アンケート配布は区画整理事業区域内にお住まいの方（法人含む）及び区域内の土地の権利者の方に配布させていただいております。
参加者	住所変更の手続きは、新しい住所の通知がきたらすぐにできますか？
川崎市	新しい住所の効力は令和７年度に予定している換地処分の告示の翌日からとなるため、それ以降に変更が可能となります。

参加者	通知が来て番地が分かるとのことだが、その数字が嫌だということはあるのか。
川崎市	数字は法務局のルールに従ってつけられるためできません。
参加者	例えば４０００番台を飛ばして５０００番台からとすることは可能か？
川崎市	法務局との協議になります。

以上